

2020年8月3日

新型コロナ対策便乗で、
ますます危ないマイナンバー



弁理士・弁護士 加藤光宏
特許法律事務所 樹樹

自己紹介

略歴

昭和63年 3月 京都大学工学部航空工学科卒業
昭和63年 4月 川崎重工業株式会社航空宇宙事業本部
平成 9年 1月 弁理士登録
平成16年 4月 名古屋大学法科大学院入学
平成21年12月 弁護士登録、弁理士再登録、特許法律事務所 源 開設
平成23年12月 特許法律事務所 樹樹 開設

役職等

日本弁理士会東海支部 副支部長（2016年）
愛知県弁護士会 情報問題対策委員会 委員長
マイナンバー違憲訴訟 愛知弁護団 事務局長



特許法律事務所 樹樹
Patent and Law Firm JuJu



〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目9番16号 丸の内YSビル 5F-B
TEL 052-212-8100 / FAX 052-212-8111

政府の狙い

現在

- ・税
- ・社会保障
- ・防災分野

マイナンバー
カードの普及



誰もがマイナンバー
カードを持っている
社会へ（2022年度末
が目標とされている）

利用分野拡大

- ・税
- ・社会保障
- ・防災分野

マイナンバーと口座の紐
付け

骨太の方針2020年にお
いて、2022年をめどに、
生涯にわたる健康データ
を把握できるようにするこ
とも検討されている

	令和元年 4 月末	令和元年10月末	令和 2 年 4 月末	5 月末時点
累計 交付実施済数	1,680万 ^{+142万人}	1,822万 ^{+260万人}	2,082万 ^{+51万人}	2,133万 (累計申請受付数2,578万)
人口に対する 交付枚数率	13.2% (参考:上位3団体) 宮崎県 17.9% 東京都 17.6% 神奈川県 16.7%	14.3% (参考:上位3団体) 宮崎県 19.5% 東京都 19.0% 神奈川県 18.0%	16.3% (参考:上位3団体) 宮崎県 22.4% 東京都 21.1% 神奈川県 19.8%	16.7% (申請受付20.2%)
1日あたり 申請件数(月平均)	11,062 ^{1.51倍}	16,720 ^{1.70倍}	28,416 ^{1.99倍}	56,427

10万円の給付により4月は1日当たりの申請件数が3月の
1.5～2倍に急増したと言われている。

マイナンバーと口座の紐付け

マイナンバー法改正(2015.9成立/2018.1施行)

- ✓ 国民の所得や預金総額、個人資産を正確に把握することが目的
- ✓ マイナンバーと銀行口座の紐付け（地方税法に規定）
- ✓ 当初は任意、2021年から義務化の予定

銀行に口座情報とマイナンバーを紐付けて管理することを義務付け



新型コロナウイルス対策の10万円給付遅延問題



自民・公明・維新の会による議員立法

- ✓ 希望者のマイナンバーと口座を連携させる
- ✓ マイナンバーの個人向けサイト「マイナポータル」に、希望者が給付用の口座を登録

国が口座情報とマイナンバーを紐付けて管理

政府案

- ✓ マイナンバーと1口座の連携を義務化

マイナポイントによる給付

総務省ホームページより



マイナポイントの予約方法

- ✓ 自宅でアプリをダウンロードして行う方法
- ✓ コンビニ等の端末を利用する方法

マイナンバーカードの
電子証明書を利用
(マイナンバー自体ではない)

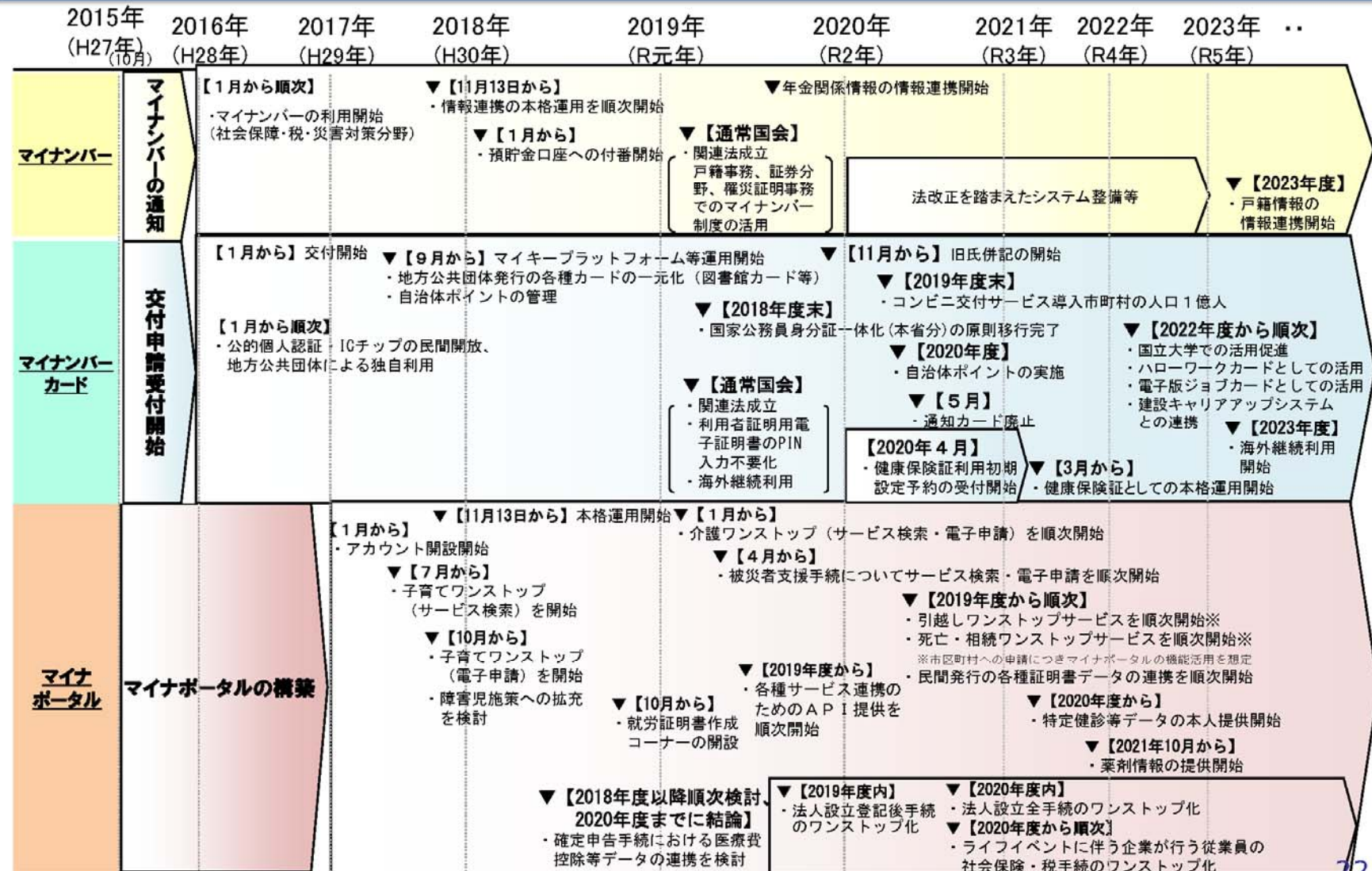
- ✓ 各社ともプラスの特典を用意して呼び込み
- ✓ キャッシュレス決済は1つしか選択できないため

期間
限定

FamiPay でマイナポイントお申込みの方
先着10万名様にFamiPay ボーナス 500 円相当プレゼント ※3

マイナンバー制度導入後のロードマップ(案)

R元.6月現在



※本ロードマップは「経済財政運営と改革の基本方針2018」、「未来投資戦略2018」、「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」、「デジタル・ガバメント関係会議(令和元年6月4日)決定」等を元に内閣官房において作成。

マイナンバーカード利用拡大～健康保健証

2021年3月(予定)から

マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります!



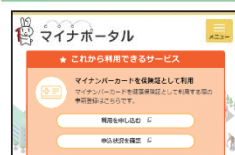
1 マイナンバーカードをカードリーダーにかざす

医療機関や薬局の受付で、マイナンバーカードをカードリーダーにかざします。カードの顔写真を機器、又は職員が日視で確認します。
※機器を使う場合、顔写真は保存されません。

2 オンラインであなたの医療保険資格を確認!

マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により医療保険の資格をオンラインで確認します。

利用には事前に登録が必要です



マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、事前に登録が必要です。登録の申込は、2020年度はじめてからマイナポータル*でできるようになります。

(※)子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。



マイナンバー(12桁の数字)は使いません!



マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、マイナンバー(12桁の数字)は使われません。医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバーを取り扱うことはありませんし、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐づけられることもありません。

ICチップには、受診歴や薬剤情報などの個人情報記録されません。



どんないいことが? 6つのメリット

POINT1 健康保険証としてずっと使える!

マイナンバーカードを使えば、就職や転職、引越しても保険証の切替えを待たずにカードで受診できます。



POINT2 医療保険の資格確認がスピーディに!

カードリーダーにかざせば、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受付における事務処理の効率化が期待できます。



POINT3 窓口への書類の持参が不要に!

オンラインによる医療保険資格の確認により、高齢受給者証や高額療養費の限度額認定証などの書類の持参が不要になります。



POINT4 健康管理や医療の質が向上!

マイナポータルで、自分の薬剤情報や特定健診情報を確認できるようになります。(2021年秋頃予定)
患者の同意のもと、医師や歯科医師がオンラインで薬剤情報や特定健診情報を、また、薬剤師も薬剤情報を確認できるなど、より多くの情報をとくに診療や服薬管理が可能となります。



POINT5 医療保険の事務コストの削減!

医療保険の請求誤りや未収金が減少するなど、保険者等の事務処理のコスト削減につながります。



POINT6 マイナンバーカードで医療費控除も便利に!

マイナポータルを活用して、ご自身の医療費情報を確認できるようになります(2021年秋頃予定)。確定申告でも、マイナポータルを通じて医療費情報を取得し、医療機関等の領収書がなくても手続ができるようになります。



マイナンバーカード利用拡大

2020.6.7 マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善WGが開催され、課題の整理が公表された。（以下は、同WG第2回資料1の抜粋）

1. マイナンバーカードの利便性の抜本的向上

- ✓ カード機能（公的個人認証サービス）の抜本的改善（**スマートフォンへの搭載**、クラウド利用、レベルに応じた認証、民間IDとの紐付け等）
- ✓ 民間利用の拡大（**マイナポイントの官民連携**、民間サービスとの連結等）
- ✓ **生体認証**などの暗証番号に依存しない認証の仕組みの検討

2. マイナンバーカードの取得促進

3. マイナンバー制度の利活用範囲の拡大

- ✓ 各種免許・国家資格等：**運転免許証その他の国家資格証のデジタル化**、在留カードとの一体化、クラウドを利用した共通基盤等の検討

4. 国と地方を通じたデジタル基盤の構築

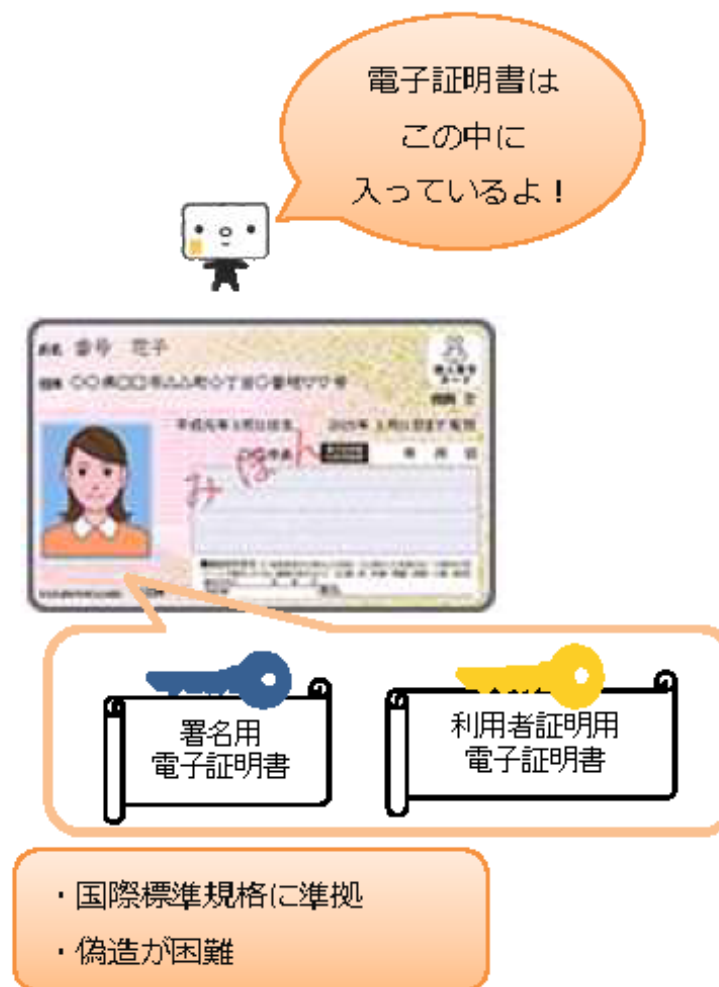
- ✓ オンラインによる手続きの完結、即日給付、オンライン手続きにおける「世帯」の扱い、多様な住民サービス等に対応したシステム環境整備

5. マイナンバー制度及びデジタル・ガバメントに係る体制の抜本的強化

- ✓ **海外でも利用可能**となるように、マイナンバーカードへの日本国政府、西暦、ローマ字の表記、読み仮名の法制化等の検討

マイナンバーカード～電子署名とは

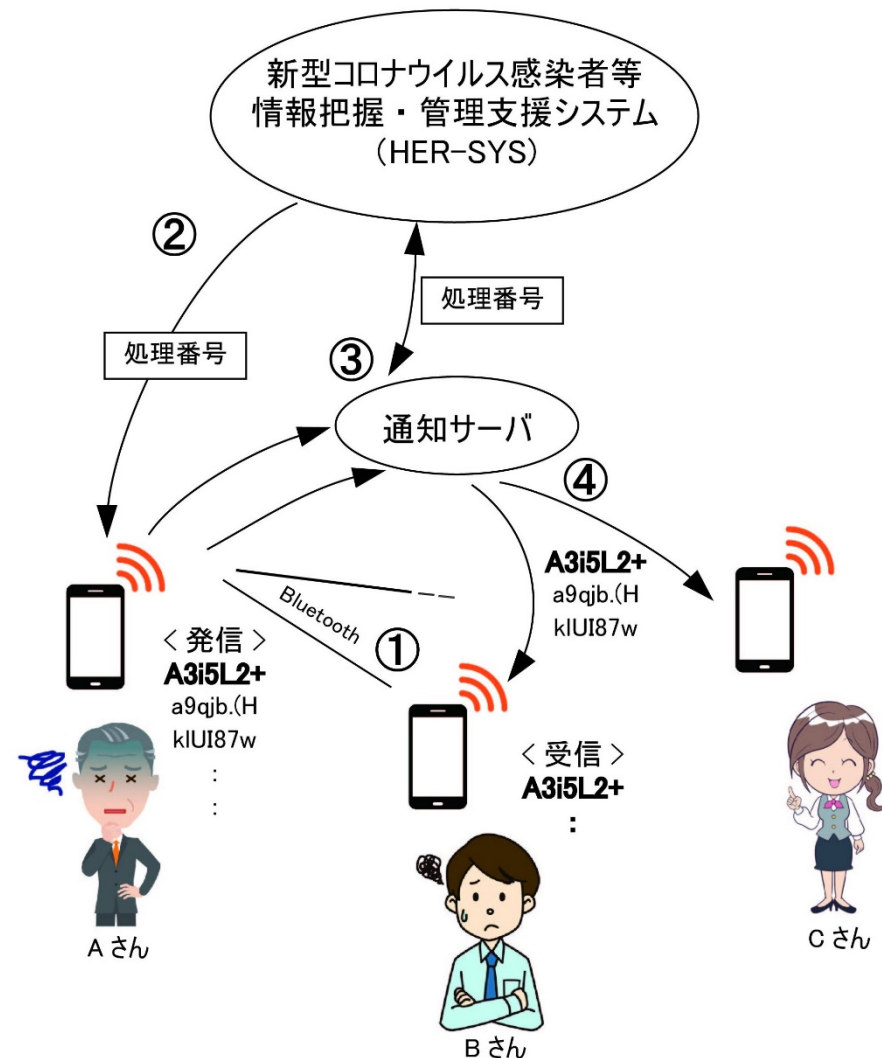
- ✓ マイナンバーカードは、ICチップに、マイナンバー等の情報とは区分して、種々の情報を記録・利用することが許容されている（番号法18条）
- ✓ マイナンバーカードの利用は、全てICチップに記録された電子署名を利用している（**マイナンバー自体は利用しない**）
- ✓ 電子署名は**J-LIS（地方公共団体情報システム機構）**が、カードの交付時や電子署名の更新時に発行する
- ✓ 電子署名の申請には本人確認情報（いわゆる4情報）が必要であり、電子署名には、この**4情報も電子化**されて格納されている



公的個人認証サービス リーフレットより

新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCCA)について

- ✓ 1m以内に15分以上近接しているときにランダムなコードを交換
- ✓ 感染者との接触の有無も、コードの照合で判断
- ✓ 位置情報を使用するタイプは、インド、中国、韓国、台湾、香港、タイ、マレーシアで利用されている
- ✓ 調整検討中の機能に要注意
 - 毎日の接触回数を表示
→ 行動を萎縮させるのでは？
 - 感染者と接触者とを紐付けて管理する機能
→ 多数になれば行動特定につながるのでは？



新型コロナウイルス感染症に対応した高速道路施策の方向性(たたき台)

<背景>

<エッセンシャルワークの持続性強化>

- 国民生活・国民経済の安定確保に必要不可欠な物流事業やそれを下支えする高速道路会社の業務を継続することが必要

<ニューノーマルな暮らしや経済活動への対応>

- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、非接触対策やキャッシュレスの推進が必要

<行政運営等のデジタル化推進への要請>

- デジタル化(5G、ビックデータ、AI等も活用)による運営・プロセスの効率化・迅速化により、利用者への迅速な情報提供や、機動的に利用者の行動変容を促せる仕組みが必要

<観光業のV字回復>

- 経済のV字回復に向けた、観光需要の喚起が必要

<国土利用の集中から 分散への転換>

- 東京一極集中等に伴うリスクを減少・回避するため、集中から分散へ国土の在り方を根本から変えていくことが必要

<施策(案)>

[]は対応済み事項

<高速道路会社の事業継続>

- 新型インフルエンザ特措法に基づく指定公共機関への位置付け

- ETC専用化による料金所収受員の感染防止

<物流事業者への支援>

- 物流事業者の休憩機会を確保するためのSA/PA駐車マスの拡充や一時退出

- [○特車許可システムの効率化]

- 料金所のETC専用化(再掲)

- ETC技術の多様な分野への拡大

- SA/PAにおけるキャッシュレス決済の推進

- 機動的な料金変更が可能となる料金システム

- 交通データ集計の合理化による迅速な情報提供

- [○Go To Travel事業の推進]

- 主要幹線ネットワークの強化

- 計画的な4車線化による暫定2車線区間の解消